

# あたり前の温かなまちを取りもどしたい

## 滋賀・甲良町同和事業無法放置土地裁判

2007.5.7 甲良町議会議員 西澤伸明

### 甲良町・無法放置土地裁判とは

2006年1月に住民5人が、現山崎義勝町長を相手に、「町長であった山本日出男氏に5,331万3,057円の損害を求めよ」と起こした裁判。甲良町では、同和対策の宅地分譲事業で51ヶ所・約1万6千㎡の宅地が未処分のまま長いものでは20年を超え放置。その内23ヶ所で代金が未納のまま住宅建設や車庫・庭石設置などを町当局が黙認。当局は日本共産党議員の指摘を受けるまで代金の請求も退去通知もおこなわず。西澤議員らの追求で、若干の代金回収を行なうも、遅々として改善されず。住民側は2005年に監査請求を経て、前町長・山本日出男氏の「任務懈怠」が原因であるとして追求。松元たけし氏が代表の「公平・公正なまちをつくる会」が全面的に支援しています。

### 乱脈同和事業が 残したひとつ

「土地代金も払っていないのに、なぜ家が建築できるのですか？・・・町当局が容認するってどういうことですか？」。各紙の記者さん達が疑問を解明しようと弁護士に質問するのですが、なかなか理解できない様子。これは「甲良町同和事業無法放置土地裁判」(「無法放置土地裁判」という・・・以前は「同和事業残地裁判」と呼んでいた)を私達が提訴した後開いた記者会見での一場面です。

以前の本誌にこの住民訴訟の前置である監査請求の結果を載せていただきましたが、06年1月に提訴してから17ヶ月が経過しました。訴訟での私たちの主張は後ほど詳しく資料で展開します。ここでは訴訟の概略を述べておきます。

私たちは当初、全体像が分からず「残地裁判」と呼んでいましたが、回を重ねるうち、宅地分譲事業の単なる「残地」ではないことが判明し、「無法放置土地」と冠することにしたのです。ピラなどで私たちの裁判を次のように記述しています。

### 「放置土地」の現地「見学」

今年2月24日に県連絡会の共催で開いた「同和行政を考えるつどい」の事務局を預かった私は、「つどい」案内の一文に次のように書きました。

\* \* \* \*

各地で温度差はあるものの、法が終了したもとの「特別策」は利権の温床となり、法の下での平等に反することはもとより、地方を福祉切り捨ての先兵に仕立てようとしている自・公政治のもとで、地方自治体をくらしの防波堤に変えるたたかいを進めるに当たって、同和の名による「特権」や「優遇」「無法」の一掃と言う課題を抜くことはできないのもま

た事実だと思えます。

\* \* \* \*

そのうえで、会場を甲良町とした理由を次のように述べています。

「甲良町における『無法放置土地裁判』は乱脈同和行政の特徴のひとつをよく著しており、『分譲地』として購入しておきながら 20 年以上も放置し、その内の 23 ヶ所で代金を徴収しないで住宅の建設や車庫、資材置き場などを町が黙認。固定資産税の賦課をサボるなど町民に損害を与えているものです。『百聞は一見にしかず』です」と。

### 「会場不許可」は悪あがき??

この「つどい」開催には思わぬ“伏兵”が現れたのです。会場となる甲良町公民館の申し込み手続きを終えて、案内チラシを発行したとたん「使用不許可」通知が主催団体である「公平公正のまちをつくる会」代表の松元銚（たけし）さんに届きました。

さぁ大変！！案内は発送したのに会場は「不許可」。早速予備会場を押さえるとともに「不許可」取り消しのたたかいが始まりました。公民館長の言い分は「共産党という特定の政党の事業に利用されることが社会教育法上抵触する」と言うものでした。口実とされたところはどうか案内文の中の次のような行にあったようです。

つまり「政党として唯一『同和タブー』に挑んできた日本共産党は、新春に開いた第三回中央委員会総会で、同和利権の一扫を地方政治の重要課題のひとつに位置づけました。私たちは新たな政策的強調、方針の発展と歓迎し、民主勢力が住民に打って出る出番だと積極的に受け止めています。また、民主党の『解同』癒着は大変根が深いことも広く語る必要があります。」というのが頭にきたのではないかと考えられます。

所詮、会場「不許可」は道理のない悪あがきでしかありませんでした。松元代表を先頭に「不服申立」「町長・教育長への申し入れ」など 20 日近いたたかいによって当局は「つどい」の前日になって「不許可処分」を取り消してきたのです。

私は会場不許可処分が取り消されたこと自体が甲良町行政の大きな変化を感じないわけにはいきません。2 月 23 日早朝、松元さん同席で教育長、総務主監と話し合った際、教育長は「時代が変わってきていることに対応していく時期が来ているのですね」と。正式手続きを終え、総務主監は「誠にご迷惑をおかけしました」と深々と頭を下げました。

「つどい」当日は強い北風が吹きつける中、県下から 30 人近くが参加。放置土地 8 箇所を現地調査しました。参加者は庭石や車庫などが設置された現場を見て、「これが町有地だとはとうてい信じられない」など口々に感想を述べていました。

プログラムは元永佐緒理弁護士による裁判経過と問題点などの報告、湖南省から部落問題解消に逆らう「同和地区出身」認定「支援」制度の問題点、近江八幡市から同和行政終結をめぐるたたかいの報告がありました。その後参加者から活発な発言がありました。

簡単に発言要旨を紹介します。

\* 「同和行政」という言葉も的を得ていないように思う。「同和特別事業」ということをハッキリしておく必要がある。

\* 「地区」の当事者が「もういない」と立ち上がることが一番必要。

- \* 「同和」とか「部落」とかがからむと、とにかくややこしく見え、「アカン」「おかしい」ことでも言えなくなる。ものが言えなくなるということは「同和」に限らず、全ての行政施策に通じること。当たり前のことが言えずして「住民主人公のまち」はつukれない。
- \* 近江八幡でも議員だけでやっている間は「また共産党がやっとおる」で見過ごされてきた。しかし市民といっしょに運動が続いて「同和」の歪み追求が変わりだした。行政当局も無視できず、「同和行政は終わり」と言わざるを得ないところに追い込んできた。
- \* 日野町の場合、運動団体と行政は癒着ではなく「協力」でやってきた。運動団体は「不正・利権には一切手を染めない」を鉄則にしてきた。固定資産税の減免などの個人施策も受けないと決め堅く守ってきた。今回隣保館撤去を決めたので（議会承認が必要だが）「克服」とか「終結」とかではなく、私たちは「同和」から「卒業」した気分や。行政が上から「やめ」と決めたら「退学」になる。住民から、「地区」内から「同和はもういらん」の声をつくることが大事ではないか。

### **“どうしてこんなに多くの土地が残るの”**

前置きが長くなりましたが、「無法放置土地裁判」の経過・問題点などをごく簡単に紹介します。

2006年1月に提訴してから、今年3月28日で第8回の準備手続きが経過しました。第1回の訴状に対し、被告山崎町長からは、事業開始前の劣悪だった住環境を示す証拠写真などを列挙し総じて「豊郷町や虎姫町に比べても、旧同和地区人口の割合の高さは際立っている」ため、環境改善事業を「精力的に進め」ており「任務懈怠」などには当たらないという主張を展開。これに対し私たちは51箇所の「放置土地」のひとつひとつについて「精力的に進め」ることなく、如何にサボり続けたかの事実を突きつけようと試みました。

しかし51箇所の内、実際の現況を掌握しているものは一部であり、いつから町所有となり、いつから放置状態や不法占有状態になっているのか、実態は本当に定かに掌握しているわけではありませんでした。

提訴の時点で「不法占拠され」「代金未納」とされる物件を「目録1」とし、「土地代金は完了した」とされる物件や「不法占拠はない」とされる物件を「目録2」としました。目録1の物件は7箇所で、監査請求の段階でターゲットとした関係で登記簿も、現地も確認していたが、目録2は44箇所と大量だったこと、登記簿謄本や公図閲覧の申請手数料がかさむことで手がつかないままになっていました。しかし、51分の7で満足できるわけではなく、元永弁護士に発破を掛けられながら、目録2についても夏の暑い時期にひとつひとつ現況確認を行い、21箇所の物件について現地が特定できたのです（「残地現地報告書」参照）。この証拠集めも山本町政の「任務懈怠」を事実でもって裏付ける確信を深めるものとなりました。

原告が個々の土地に関し「残地となった経過」や放置状態の時期、いつから占有されて

いるのかなどの釈明を求めたことに対し、被告側はやっと、昨年11月と12月にかけて、状況のかなりの部分（でも半信半疑のところあり）を提出してきました。私たちはこれを被告の「言い訳書」と呼んでいます。その「言い訳書」には51箇所の地図がついてあり、全てを特定することができました。

これを元に原告と弁護団、支援者で51箇所全ての現況を確認するため、丸々2日間かけて今年の1月「現地調査」をおこないました。この中で「なぜこうも大量に土地が残っているのか」という疑問の一つが解ける道が開いたのではないかと思います。分譲の必要以上に「地元役員」の言うがままに町が土地を買収したのではないかと思える根拠が幾つも見つかったのです。

### **本来事業趣旨からの逸脱が原因か？**

その疑問は、昨年秋から検討してきた「甲良町の事業そのものが本来の同和対策事業からも逸脱していたのではないか」という大きな疑問にぶつかっていたこととも符合するものでした。そして検討の末2月6日付で提出した準備書面に原告弁護団は次のように書き出しました。

被告平成18年9月27日付け準備書面を検討し始めた、原告、支援者を襲ったのは、とんでもない困惑であった。町外の支援者から、「住宅地区改良事業、小集落地区改良事業とは、この書面に書いてあるようなものではない。この書面に書いてあることは、全く理解できない。」という声上がり、原告（甲良町民）は、町外の人たちのいうことを良く飲み込めないという状態が発生したのである。

そして到達した結論は、次のようになる。

被告が、この書面で述べていることは、「甲良町は、住宅地区改良事業、小集落地区改良事業の名のもとに、それら事業としては、なしえない事柄を行なったということ」に他ならない。

そして、同準備書面で「甲良町の場合、甚だしく、それと乖離している。事業本来の趣旨からはずれて『用地確保』に狂奔した、そのことが、大量の『残地』（というより、『放置土地』というべきであろう。）を生んだ根本原因というべきである。」と締めくくりました。

「放置土地」を生んだ大本にある逸脱を告発しながらも、個々の土地管理をめぐるデタラメぶりもおろそかにはできませんでした。私たちは、裁判長から「主張を絞り込みますか」との提起を受けており、やはり51箇所全ての問題点を書き上げるという方針を立て、3月26日付け準備書面では次のような総論を展開。

同促が認めれば、過大な要求であっても、受け入れられていったのが現実であった。「不良住宅の除却」に応じれば、十二分な広さの土地を手に入れることができ、しかもその代金さえ、長期に払わないままでも黙認される、このような事態の発生は、甲良町において、行政が、同促や関係者、さらには、同和地域住民に物言えない体質ができあがってしまっているからにほかならない。

総論とともに、先ず5箇所について「任務懈怠」の実態を告発しました。

当局容認の元に町職員家族が使用する下水マスと水道メータを町有地に設置していることや、住宅の建築許可を町当局が容認している事実を突きつけ、ルーズ、デタラメだけでは表現できないくらい極限に近い「怠慢」の告発を盛り込むことができました。

原告・弁護団・支援者では今後残る46箇所の「放置土地」について「任務怠慢」ぶりを証明する予定で努力中です。

## **あたり前の公平な人々のくらしを取りもどしたい**

思い起こせば、監査結果を受け、マスコミ関係者に対して出したコメントで、「不正占有の舞台となった同和对策事業は、甲良町の最重要課題の事業であったこと、ひずみの重大で深刻なこと、長期間経過していることなどから、根本的な問題の解決を求めて、真相の解明と責任の所在・原因を明らかにするため、住民訴訟の準備をすすめたい」としたうえで、「その訴訟も『追求型』ではなく、問題の性質上も『整理・克服型』ですすめる必要があると考えている」と位置づけました。

この裁判闘争が、まさに乱脈同和行政の責任と原因を解明し、それを克服して「あたり前の行政」を取り戻すたたかいの中心柱となっていることがわかります。

ここ甲良町では、前にも触れたように「住民が主人公の政治」「公平で福祉・くらし・教育を守る町政」に進む上で「同和特別」からの脱却は避けて通ることができず、この障害を越えないと、あたり前の「公平な人間のくらし」も実現しないと強く感じます。

一斉地方選挙の最中、日本共産党のある役員さんが、町外のかつて同和地区と呼ばれた地域に住む住民から「あんな利権屋どもと決別する方法はないか」と相談を受けたが何かいい方策があるか、と私にたずねられました。聞けばその地域には「同和」を笠にきた札付きのゆすり・たかりを生業とした一派があり、地域の人々は今日の情勢も反映して「もうコンリンザイあいつらと関係があるなんて思われたくない」というのだそうです。「解同利権決別宣言」や「自立宣言」が私たちの手の届かないところでも広がっていると実感したものです。

昨今の「解同」が名指しで批判を受けるマスコミ状況を歓迎しますが、まだまだスキャンダルの表面を追っかけているだけの感じを受けます。しかし、確実に「解同」の路線そのものの破綻が誰の目にもありありと映る局面に入ったことが確認できると思います。

付け加えて述べるなら、「解同利権」の崩壊過程は、あまりにも乱脈デタラメぶりを覆い隠しようがない事実として裁かれはじめたことも否定できません。

しかし、これは、少数が支配する政治から大多数の国民が主人公となる政治を求め、留まることを知らず地下から噴出すマグマのような国民のエネルギーとも共通していると思います。小数の利権屋に地域や行政が「表立って」あやつられることができなくなった背景には、私たちの長年の粘り強い運動が国民に受け入れられ、実を結びつつあるものと確信していいのではないのでしょうか。

このたたかい、一面では際限がないように見える「無法」であることも事実ですから、本当に根気とエネルギーのいる活動だと思わずにはいられません。だからこそ全県規模、全国規模の連帯・連携したたたかいの構築が必要なこともこの機会に訴えたいと思います。

【資料1】第1回公判原告（西澤）の意見陳述（06.2.20）

1、同和対策事業を進める法的根拠となった地対財特法などが全て終了し、私たち町民は、同和行政が終了し、歪みや不公平は正されるものと期待していました。

ところが、残念なことに甲良町では、部落住民による違法・不当な行為に対して行政が厳正に対処しないだけでなく、むしろ容認すらしている問題点が次々と明るみになってきました。

例えば、町の上水道に別のパイプをつけるなどして、メータが回らないようにして勝手ほうだいに水道水を盗む事件が発覚しても、（山本前）町長は、被害届けも出さず、損害額も請求せず弱腰の姿勢が問題になりました。また、公共事業予定地が部落解放同盟幹部の家族名義で先に買い取っており、町は、元の地主から購入した額の数倍もの額で買い取る契約をしましたが、私たちの運動などでやめさせることができました。そして、固定資産税を課税してはならない土地に、まちがって課税されていたことが数多く発覚しました。

この固定資産税の課税間違いというのは、町が町民から買収した土地の固定資産税を元地主の町民に長年にわたり払わせていたというものです。民間の売買ではなく、町が自ら買った土地の固定資産税を町民に課税し続けていたとういのはいかにも、役場内の事務連絡がルーズになっている象徴であり、残念に思っていました。

2、これがきっかけで他にも課税ミスや課税漏れがあるのではないかと調べていくうちに、町有地であるのに1ヶ所は庭石が置いてあり、もう1ヶ所は駐車場になっている土地を発見したのです。そうして、次第にわかってきました。

私は当初、その土地が公然と使われているものですから、契約も代金もすでに済んでいると思い、町議会で「町民に払い下げたのに固定資産税を課税していないのではないか」と質問しました。すると担当課長は、所有権移転登記が遅れているために固定資産税の課税もれがあったとだけ答えました。当時私が、分譲用宅地が放置されたまま、不法占拠されているということに気づいていないので、問題点を隠し通そうとしたと思われる。

しかし、本当は契約もしていないし、代金はおろか、手付金なども全く受領していなかったのです。しかも後日分ったことには、当時、そのような土地は他にもあり、この2ヶ所を含め、12ヶ所にも及んでいたのです。これらがその一部です。【不法占有状態の写真を示す】

その後、うわさや町監査委員の指摘を頼りに登記簿を調べたり、2003年3月に施行された情報公開条例などを活用して調べてゆくうちに、分譲用宅地が多数売れ残り、その内の多くのところで土地代金を徴収しないまま住宅がすでに建てられていたり、車庫や資材置き場・庭石が勝手に設置されていることがわかってきました。自由勝手に使われているにもかかわらず、町長は、代金請求もせず、手付金すら受領していない、売

買契約書も交わしていない、立退き通知もしないで、長年にわたって放置していることが少しずつ明らかになってきました。

3、住民訴訟で、ぜひとも解決していただきたいと考えた理由は次の通りです。

不法占有状態が長年ほったらかしにされてきたことです。担当課長の議会答弁によれば、古いもので、20年近くにもなります。

長年放置してきたことによって、町民の税金で購入され、造成された土地が時効取得される危険さえ迫っていることです。そうなれば、町の損害は大変なものとなってしまいます。

土地代金も払わずに自由勝手に使っている人の中には、町と解放同盟が深く関与する同和对策事業関連団体の会長を長年務めた人をはじめ、運動団体の役員の身内がおられます。町行政が運動団体の言いなりになっている様子が色濃くあらわれています。

あまりにも多くの分譲用宅地が売れ残っていることです。しかも、その土地の多くは一等地や、まとまった面積のものがほとんどです。

となりの豊郷町では、次のようだと聞いています。同和对策事業における残地は、三角地など面積や位置が中途半端なものがほとんどでしたが、地对財特法が失効する以前に全てを売り切っているとのこと。払い下げに当たっては、公開で購入希望者を募り、抽選でしたが、残地の隣の所有者には優先して分譲するという合理性の感じられるやり方がとられたとのこと。

4、本来ならば裁判を起さずに解決することを望んでいました。町民の財産である多くの土地を、こんなにも長年放置してきた山本前町長の責任を法廷の場で裁いていただき、損害を回復するために住民訴訟を起こすことを決意しました。

不公平・乱脈な同和行政を克服すること、また、それを通じて、同じ町民として融合・交流でき、安心して住み続けることができるまちを蘇らせることは、甲良町民の長年の願いであります。この訴訟を通じて、少しでもこのことに役に立てばと考えました。どうか厳正な裁判が行なわれますよう希望しています。

最後に、この場をお借りして、町当局が私たちの意をくんで解決に向かわれることを望み、陳述を終わります。

【資料2】

第1回原告準備書面(06.1.6)

【資料3】

原告準備書面(07.2.6)

【資料4】

原告準備書面(07.3.26)

**【資料 5】**  
**残地現地調査報告書**